



【感染症について】

乳幼児が長時間にわたり集団で生活する場である保育所は、一人一人の子どもの健康の保持及び増進の確保とともに、保育所全体における健康の確保に努めることが重要となります。しかし、保育所での子どもの生活は、午睡や食事、集団での遊びなど濃厚な接触の機会が多く、飛沫感染や接触感染への対応が非常に困難な状況にあります。そこで、鳥取福祉会では「保育所における感染症対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づき、鳥取県東部医師会で検討された「出席停止期間」（１）に準じて休んでいただき、かかりつけ医の「登園許可証」をもらってから登園を再開していただくようご協力いただいています。

病名	(1) 出席停止期間
第一種伝染病 新・感染症予防法の第一類感染症・二類感染症	治癒するまで
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後 3 日経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	感染の恐れがないと確認するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
腸管出血性大腸菌感染症	感染の恐れがないと確認するまで
流行性角結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
急性出血性結膜炎	感染の恐れがないと確認するまで
溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、かつ抗菌薬を内服後 48 時間を経過するまで
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで
その他	感染の恐れがないと確認するまで

一覧表以外の病気に関しましては「登園許可証」は不要です。かかりつけ医に受診していただき、出席の有無等について医師の指示に従ってください。

登園停止の感染症でなくても、症状によって（元気がない・食欲がない等）は家庭で養生されることをお勧めします。病気の子どもにとって、集団保育の環境で過ごすのはつらいことです。

病気（感染症等）の症状がある時で、家庭保育ができない場合は、病児保育利用をご検討ください。（事前登録が必要です）

《病児・病後児保育実施施設》

児童健康支援センター

「にじっこルーム」・・・鳥取市的場1丁目1

キッズルーム「こぐま」・・・鳥取市末広温泉町566

病児保育室とくよし・・・鳥取市栄町211-2

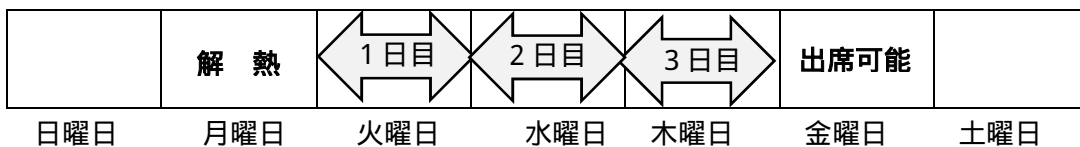
NPO 法人 IT サポート研究所・・・鳥取市国府町新通り3丁目330番地



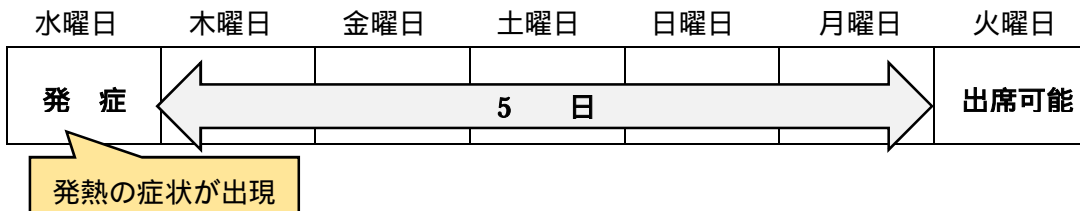
『インフルエンザの出席停止の日数の数え方について』

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります（図）。

図 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。



感染症の対応について、ご不明な点がございましたら職員までお尋ねください。